

第1回・第2回全員協議会で頂いた御意見の整理
(議論すべきものとして御意見を頂いた事項)

近隣県等との過度な競争意識や最下位争いによる目安を大幅に上回る高い引上げの指摘
について

(法定3要素に基づく審議、引上げ根拠の説明)

- ・ 地方における審議結果は、公労使による真摯な議論を経て導かれたもの。結果として示された引上げ幅だけをとらえて「高すぎる」と批判されるのは適切でない。審議会としてなぜそうした判断に至ったのか理屈を説明することも大事。目安を大きく上回った県について、どのような事情が背景にあったのか整理した資料の提供をお願いしたい。
- ・ 目安を10円以上上回る引上げの理由を見ると、物価や賃金のほか、他県との競争等を重視した印象。令和7年度の中央の審議では、例年以上に物価について丁寧に審議し、非常に高い春闘の結果についても議論した。そうした前提の下で、目安にプラスして大幅引上げを行うのであれば、相応の理由が必要。法定3要素に関連するデータを総合的に考慮して引上げ額を判断したことが分かるように示す必要がある。
- ・ 法定3要素に基づく目安審議の徹底と、それを地方にもしっかりと呼びかけていくことを今後も堅持すべき。その上で、地方において法定3要素プラスアルファの判断を行うのであれば、地賃の公益委員見解等でその理由を明示すべき。
- ・ 法定3要素に基づく審議が原則。その根拠規定である最賃法第9条第2項では、法定3要素を考慮して「定めなければならない」と規定されていることを改めて確認しておきたい。
- ・ 目安に10円以上上乗せした県が多く生じる状況が今後も続くとすれば、目安制度の在り方として適切かを議論すべきだろう。

(他地域との比較)

- ・ 地域ごとに産業構造や中小企業の割合といった基礎的な情報が異なるのに、賃金水準のみを争点として金額を設定すれば、地域の雇用や労働時間に深刻な影響を及ぼしかねない。最賃は、県同士の順位付けを目的とした制度ではない。雇用の維持と生活の安定という本来の目的を踏まえ、近隣県との単純比較や順位を過度に意識することは避けるべき。むしろ、地域の雇用環境を示す客観的指標を、これまで以上に重視すべき。
- ・ 生計費や生活水準を考える上では、相対的な生活水準について考慮せざるを得ないように思う。
- ・ 隣県を意識するのであれば、最終的な金額の勝ち負けを競うのではなく、隣県との間で法定3要素のデータの違いを確認し、データに基づく議論をしてほしい。そうしたメッセージを中央から出せるといい。
- ・ 他県を意識すること自体を一概に否定することは難しく、ある意味やむを得ない。重要なのは労使が納得できるまで議論を尽くし、判断理由を説明できるようにすることだ。満足はできなくとも、労使双方が「受け入れざるを得ない」と思える水準まで議論を積み重ねることが何より重要。
- ・ 最下位回避に向けた動きが過熱することに関する懸念や弊害について、中央から明確

なメッセージを伝えるべき。過熱の弊害がある程度見えてきている中で、法定3要素に基づく審議が望ましいことを、どのようなニュアンスで地方に伝えるかが次なる課題。書きぶりなどを慎重に工夫して意図が伝わるようにする必要がある。

(総合指数の考え方)

- ・ 総合指数の検討は本来、法定3要素の議論に含まれるべきもの。一部の県で、総合指数等の指標を活用し、全国における自県の位置付けを踏まえて議論が行われたと聞いている。こうしたやり方で必要に応じて上積みすること自体はあり得る。県民所得や人口流出の懸念についても、最賃法第1条の目的を踏まえれば、無関係として切り捨てるべきではない。

(大幅引上げの影響の分析)

- ・ 大幅引上げがなされた場合、雇用や倒産への影響をデータで検証し、翌年度以降の審議につなげていく必要がある。

(その他)

- ・ 令和7年度、目安を10円以上上回る地域が11県生じた背景には、政府方針で目安を超える引上げが行われた場合の支援策が示されたという特殊事情があったのではないか。

発効日について

(発効日のばらつきの背景)

- ・ 発効日がここまでばらつくと思わなかった。その要因としては、大幅な最賃引上げに対する、主に地方の中小企業の負担感の増大があるのではないか。
- ・ 発効日は想像を超えていた。理由を明らかにした上で次の審議に進むべき。発効日について額と同様の競争が生じないよう願う。労使の建設的な議論の結果ならよいが、各地賃でもそれぞれ思うところもあるだろう。発効日の遅れの背景と影響を調べて、次回の会議に提出してほしい。社会的にも今回の状況について疑問がもたれることが危惧されるので、安心できる制度となることが求められており、この会議にはその役割がある。公労使の意見を聞き、地域の実態や影響を見極めて、地賃での建設的な議論に至るような指針が出せるとよい。

(あるべき発効日の時期、地賃の審議での考慮要素等)

- ・ 発効日の遅れは賃金の引上げ時期等に影響があると思う。パート等の賃金は最賃と連動。最賃近傍労働者は物価上昇で厳しい生活を強いられている。(3月発効の場合)春闘の回答から賃上げが1年遅れとなってしまう。賃上げ結果を速やかに波及させるといふ最賃の改定の趣旨を踏まえ、早期発効が重要。令和7年度の最賃発効を見ると、近隣県で5か月以上発効日が異なる地域が主に東北、北関東に存在している。そこで、最賃の発効の遅れに伴う賃上げ時期への影響や、隣県への人口流出の有無についてデータを見るべき。
- ・ 地賃の使側委員の中からは、発効日について一定の目安を示してほしいとの意見も聞

かれる。中小企業における「賃上げ疲れ」が指摘される一方、賃金引上げの力強いモメンタムが定着してきている中で、発効日の合理的範囲について、どういう表現ができるか、よく検討する必要がある。

- ・ 発効日を後ろ倒しにした理由は就業調整だけではない。支払い原資の確保や給与規程の見直しなど、準備期間が必要だとこれまで主張してきた。以前は上げ幅がそれほど大きくなく、事業者もいくら賃上げすればよいかある程度予見できたが、最近では上げ幅が大きく、事業者も予見できない。平成26年以降、平均で44%も上がっており、法定発効だけでいいのか疑問。どれだけ準備期間が必要か、地賃でよく議論する必要。具体的な指示は難しいが、地賃の議論を活性化させるものを中賃で示すべき。
- ・ 規程の見直しや助成金の申請、賃上げ原資の確保に一定期間が必要だという点は理解。ただ、令和7年度に70円近く上げたのに10月発効した県もある。準備期間としてどの程度必要なのか知りたい。大幅に引き上げたにも関わらず、早期発効した県の事情を確認してほしい。
- ・ 当初の想定を大きく上回るほど各県でばらつきが見られた。企業にとっては、準備期間の確保や就業調整抑制の観点から一定の意義があったと認識。発効日の影響について引き続き注視する必要。地賃の委員に話を聞くと、発効日が引上げ額の交渉材料として扱われているケースがあるようだ。発効日が遅れた県の状況について、事務局から資料を出してもらいたい。
- ・ 発効日について、これまで中央から発してきたメッセージが正確に伝わらず、地賃の委員の中に迷いや混乱が生じている。中央として、こういうことを期待しているというメッセージを改めて出すべき。この中で、一定の歯止めとなる考え方を示すのも一案。例えば「目安となる期間」を示すなど。個人的には年内。それよりも遅らせる場合、地賃の公益委員見解などに遅らせた根拠を示していただくこととしてはどうか。
- ・ 発効日について地賃で議論されたことは大きな進展。越年発効の県について、令和8年度にまた10月発効になれば、労使ともに予見可能性を欠き、資金繰りや就業調整等で苦勞する。また、中小企業は、大手の動向を見ながら7月頃に賃上げするが、10月に再び最賃引上げへの対応を求められる。これが悩み。発効日について具体的に言えたいが、少なくとも方向性を出すことは必要。
- ・ 年によって発効日が変わることから生じるデメリットについてもメッセージに含める必要がある。
- ・ 発効日のばらつきは問題があると思っており、制度の安定性や信頼性が揺らぐ。また、予見可能性も揺らいでいる。論点案に書かれている「合理的な範囲」を検討する必要。地賃の労使の建設的な議論が重要なので、その基盤を示せるとよい。
- ・ 発効日を具体的に示すことについては、発効時期を幅で示すにしても、最後の日に張り付く恐れがあり、中央からのメッセージとして具体的な日を示すのはリスクがある。
- ・ 発効日のばらつきは、令和7年度の特殊事情とも考えられるが、他方、発効日は動かせるという受止めが現場に広がった可能性も否定できず、原則はこうであるという点について、中央として一定のメッセージを改めて出す必要がある。最賃額を決定する際には、概ねその年の6月頃までのデータを見て議論している。そうすると、最賃近傍で働く方々の生活を念頭に置いた場合、できるだけ早く引上げを適用することが望ましいのではないか。

- ・ 地方では発効日をどのように決めればよいのか分からないという声もあり、実際に混乱が生じている。こうした状況を踏まえれば、地賃の公労使委員が考えるべき方向性がある程度示す必要があるのではないか。
- ・ 発効日の議論の中で、労働者の生計費の視点が欠けている点に強い違和感がある。物価上昇が続く中、最賃水準で働く労働者の生活は厳しく、発効日についても、労働者側の立場や生活実態を一定程度踏まえた形で検討いただきたい。
- ・ 金額や発効日の決定に当たっては、最終的に、最賃法第1条や第9条第2項に規定された法の趣旨・原則に立ち返って考えることが大事。
- ・ 発効日を遅らせる理由となる「支払い準備」の解釈が過度に広がると歯止めがきかなくなるため、「支払い準備」として想定される内容を、中央からのメッセージとしてある程度示す必要があるのではないか。
- ・ 就業調整を理由に発効日を後ろ倒しするのは本末転倒。就業調整やそれに伴う人手不足については、「年収の壁」の見直しを行うのが本筋。年末の就業調整・人手不足が課題だと言うなら、9月以前に賃上げを行い、人材募集をして、10～12月のシフト調整をすることも考えられる。就業調整しているパート等労働者は2割程度であり、残りの8割は早期発効を期待している。
- ・ 就業調整などの他制度の課題を最賃法の中に持ってくると、法の趣旨を歪める。
- ・ 発効日を後ろ倒しにした理由の一つとして就業調整の問題が挙げられることがあるが、就業調整のみを理由に発効日を遅らせるべきと主張している訳ではない。

(引上げ額と発効日の関係)

- ・ 発効日を遅らせる代わりに引上げ幅を大きくするといった、発効日を額の交渉材料にし、額の審議に影響を与えることは絶対にあってはならない。地賃の審議では、引上げ額と発効日を分けて議論するプロセスを踏んでほしいと、中央からメッセージを出すべき。
- ・ 最賃法では、賃金額の決定原則（第9条）と発効日の規定（第14条）が明確に分けられている点を押さえておく必要がある。
- ・ 発効日のばらつき自体が直ちに問題なのではなく、令和7年度の審議では決定理由についての議論と説明が不十分だった点に課題があると感じている。地賃の審議において、引上げ額と同程度の重みをもって発効日についても議論を尽くし、その理由を丁寧に説明することで納得感を高めることが重要である。
- ・ 発効日は必ずしも後ろにするほど良い訳ではない。引上げ額と発効日の双方について、適切に整理するための議論を各地賃で丁寧にやっていただくことが重要。
- ・ 労使双方から令和7年度の発効日が予想以上にばらついたとの指摘があったことを踏まえれば、発効日について一定の方向性を示す必要があるだろう。近年、最賃の上げ幅が大きくなり、社会的関心も高まっている。結果、最下位を避けることを意識した競争が生じており、「チキンレース」と言われるような状況が見られる。問題はこの競争のあり方。発効日の設定次第で、額では最下位を回避しつつ、企業側の準備期間を確保するなど、発効日がいわば「交渉材料」として機能している。
- ・ 他県の状況を過度に意識した結果、大幅な引上げを行うという判断に至り、その結果、発効日の後ろ倒しにつながるという流れが生じている。発効日に関して、労使それ

それがどのような意見を出していたのか、もう少し把握できるようなら次回情報提供してほしい。

(法定発効と指定日発効)

- ・ 法の建て付け上、法定発効が原則だと理解しており、発効日を後ろ倒しにする場合には、その理由について審議会ですっかりと議論を尽くし、説明できる形で示す必要がある。
- ・ 法定発効が常に「原則」と言えるかについては検討の余地がある。法定発効にするかどうかを含めて、十分な議論を尽くすことが最も重要。そうした観点から、中央から具体的な発効日を示すことには慎重であるべき。
- ・ 法定発効と指定日発効に法的な優劣があるわけではない。発効日を巡る議論で重要なのは、発効日のばらつきそのものではなく、発効日を設定する際の考え方の整理。

(発効日と企業の賃上げ時期との関係)

- ・ 発効日がずれたからといって、各企業が実際に賃金を引き上げる時期もずれるとは限らない。発効日が後ろ倒しになった地域で、企業がいつ賃金引上げを実施したか調査すべき。
- ・ 人手不足が深刻化する中で、企業側もいたずらに賃上げ時期を引き延ばすようなことはなく、できるだけ対応している。事務局から提出されたハローワークの募集賃金の分析でも、そうした状況が示されている。

(公益委員見解の影響)

- ・ ここまでのばらつきは予想外。公益委員見解に「十分に」という表現が入ったことにより議論が加速した面はある。
- ・ 「引上げ額とともに発効日についても十分に議論」と中央の公益委員見解を出した意図は、発効日を交渉材料にしてよいということではなく、引上げ額についてしっかりと議論し、引上げを着実に実行できる発効日についてもあわせて議論してほしいということだと理解している。公益委員見解の意図と地賃での解釈にズレが生じている可能性があるため、発効日が遅くなることによる弊害も丁寧に補足しつつ、公益委員見解の意図をメッセージとして伝えるべき。
- ・ 何事も初回は結果の予想が難しい。地賃で発効日について議論が行われたことは大きな一歩である。これからよりよくなるよう、検討していくことが必要。
- ・ 昨年の中賃での公益委員見解で「発効日についても十分に議論する」と記載したことが、地方でやや都合よく解釈された面があったのではないか。その反省を踏まえ、令和8年度審議に向けて、今回の議論を含め、中央からのメッセージの出し方そのものを見直していく必要がある。

(名目と実質の乖離)

- ・ 10月初旬発効が後ろ倒しになることで、名目の引上げ額と実際の引上げ効果との乖離が目立つ。こうした状況にあることは共通認識とすべき。最賃の影響評価では、インフレの影響を踏まえた実質引上げ額も重要。物価上昇が続く局面で発効日が遅れると、

実質的な引上げ効果が更に低くなることも念頭に置く必要。最賃制度を持続性・実効性ある仕組みとするためには、生活の安定や公正な競争の確保がどこまで達成されているかを丁寧に検証することが基本。

ランク制度の在り方について

- ・ 現在のABCランクを前提とした入替えにとどまらず、ランク制度のフレームそのものの在り方について幅広く検討する必要がある。現状、100円近い幅があるBランクと、ほとんど幅のないCランクという構造になっており、目安の示し方として、このABC区分が本当に妥当なのか、改めて検討の余地がある。秋以降、一定の時間をかけて検討していくべき論点。
- ・ ランク区分そのものが地域間格差を生む一つの要因になっている側面がある。次の議論では、現在のABCランクを前提とした入替えにとどまらず、どのような指標や考え方に基いてランクを区分するか、その手法自体についても検証する必要がある。秋以降、改めて議論を深めていきたい。

EU 指令について

- ・ 均等待遇の見地から、所定内給与だけでなく特別給与も加味して見る必要。また、賃金のばらつきを考えると（平均値でなく）中央値に着目すべき。さらに、EUでは年齢等で適用除外・減額措置を講じているが、日本では学生でも生活費を稼ぐ人がいるため、適用除外等は日本の現状にそぐわない。
- ・ 日本と諸外国の賃金制度の違いやOECDのデータに含まれる賃金の範囲等を精査した上で、議論を尽くす必要。すぐに結論が出るものではない。
- ・ 物価や賃金が大きく変動する時代において、名目額のみで合理性ある水準を判断することに強い問題意識を持っている。生計費や支払い能力の観点から見て、その水準がどれほど実質的な意味を持つかについて、今後の議論の中で意識する必要があるのではないか。

その他

（退席の状況等）

- ・ 各地賃の結審で退席が増えたことに問題意識。結審の状況と退席の経緯が分かる資料を提出してほしい。
- ・ 結審の状況について、例えば「労働者側反対」となっているケースについて、全員が反対したのか一部のみなのか、内訳が分かると、審議の実態をより理解しやすくなる。

（審議の在り方）

- ・ 審議日程をいたずらに引き延ばすべきではないが、必要な審議は尽くされるべきであり、本省から労働局に対し、その必要性を改めて徹底するとともに、地賃の審議に対し十分な支援体制をとるよう指示してほしい。

（法定3要素に関連するデータ）

- ・ 地賃の委員から、「地域の実態を把握する資料がない」という声が上がっている。中

賃の審議では大量のデータを見るが、必ずしもその都道府県版がある訳ではない。特に企業の支払能力。すぐには難しいかもしれないが、都道府県別のデータがあるもの・ないもの、ない場合には、時間をかければ出せるもの・新たな調査が可能なものなどを整理してほしい。

- ・ 都道府県別のデータの有無、ない場合に代替として活用し得る指標や、中央と地方における実際のデータの活用状況等を中央と地方で丁寧に共有し、全体として、データに基づく審議を追求することが重要。近隣との額の競争の過熱といった動向に一定の歯止めをかける観点からも、データを活用するための様々な情報提供や働きかけをお願いしたい。
- ・ 都道府県別データについて、直接には取れないが、各県で工夫して類似データを使用している事例について、本省から各労働局に対して参考事例として共有し、可能なものは速やかに横展開できる体制を整えてほしい。
- ・ 目安小委員会資料として一定の都道府県別データが提出されているが、さらに準備可能なものがないか、改めて検討してほしい。最新データで総合指数を補強し、議論をより深めることも一つの可能性として考えられるのではないか。

(地域間格差の考え方)

- ・ 地域間格差については比率ではなく額差で捉えることも検討してほしい。